

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	施設課	納入場所	指定場所	契約履行期 限	令和15年2月28日
品 名		規 格	数量（単位）	備 考	
1	入退室管理システム用 機器賃貸借		84 ヶ月		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
合 計					

参 考

- 別添「入退室管理システム用機器賃貸借仕様書」のとおり
- 契約期間及び入札価格について
 - 本件は、長期継続契約の対象とし、その期間は
令和8年3月1日から令和15年2月28日までの7年間（84ヶ月）とする。
 - 開発、搬入、設置、調整、保守費を含んで見積もること。
 - 契約期間終了（令和15年2月28日）後の回収費を含んで見積もること。
機器の回収については、受注者の責任においてHDD等のデータを消去した後、
実施すること。
 - 機器の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く。）を付保すること。
 - 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に
相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数
金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、7年間の総額で見積もった契約
希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入退室管理システム用機器賃貸借仕様書

令和7年8月

福岡県警察本部交通部
交通規制課交通管制センター

目 次

1	目的	1
2	賃貸借期間	1
3	賃貸借物件	1
4	設置場所	1
5	共通仕様	1
6	検査	2
7	注意事項	2
8	納品	3
9	教養	3
10	保守及び補償	3
11	その他	4

1 目的

本仕様書は、福岡県警察（以下「発注者」という。）が交通管制センター機械室への入退室管理業務に使用する機器等（以下「機器等」という。）の借入、運搬、据付、保守等について必要な事項を定める。

なお、本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上、当然必要と思われるものについては、受注者において充足させるものとする。

2 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和15年2月28日の間（84ヶ月）

3 賃貸借物件

入退室管理システム用機器 1式

4 設置場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部別館 交通管制センター

5 共通仕様

(1) 本契約の範囲には、機器等の借入、運搬、設置、配線、配管、機器等との接続、調整、保守、発注者に対する諸手続き、契約終了後の機器等の撤去に要する費用等、本システムを正常に稼働させる一切を含むものとする。また、機器等の設置場所、電源、ネットワーク回線の敷設内容等については、入札前に現地確認を行い、各種工事に必要な経費を計上すること。

(2) 詳細な仕様については、別添「入退室管理システム用機器詳細仕様書」を参照すること。

(3) 機器の調達については、下記事項を遵守すること。

ア 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等については、あらかじめ発注者に機器等リストを提出し、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。

イ 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない、又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると発注者が判断した場合は、受注者において調査及び必要な措置を講じること。

(4) プログラムの開発については、下記事項を遵守すること。

ア 本仕様書で調達するソフトウェアについては、不正な変更（製造工程、流通過程

で不正プログラムを含む予期しない、又は好ましくない特性を組み込むことをいう。以下同じ。)の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。また、契約後、納入前までに、本仕様書で調達するソフトウェアに係る不正な変更の有無の確認結果等の書類を提出すること。

イ 本仕様書で調達する役務（再委託先を含む。）については、あらかじめ発注者に候補となる役務リストを提出し、発注者がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払しょくされない部分があると判断した場合には、発注者と迅速かつ密接に連携し、候補となる役務リストを再提出すること。

ウ 本仕様書で調達するソフトウェアについて、不正な変更が疑われると発注者が判断した場合は、受注者において調査及び必要な措置を講じること。

(5) 導入する機器等は、上記4に示す場所に納品・設置し、すべての端末の設定及び動作確認を行うこと。その際、賃貸借物件であると分かる識別シールを貼付等すること。

ア 機器等の搬入設置にあたっては、機器等の稼働に必要な電源及び通信ケーブルの配線並びに接続作業を含むものとする。

イ 電源、通信ケーブル及び設置した機器等には、入退室管理業務で使用する物件と判別できるための識別シール（識別タグ）を貼付等すること。

なお、識別シール（タグ）の貼付等が難しい場合は、発注者と協議すること。

ウ 耐障害性に十分配慮した機器とすること。

(6) 各ソフトウェアには、DVD-ROM等の媒体及び説明書を一式準備すること。

(7) 賃貸借期間終了後、機器等は受注者により撤去し、その費用は受注者が負担すること。ただし、以下の賃貸借物件については発注者に無償譲渡するものとする。

なお、賃貸借期間終了に伴い、賃貸借期間を延長する場合には、以下の賃貸借物件は、その時点において無償譲渡するとともに期間延長の対象外とし、期間延長に伴う賃貸借料には含まないものとする。

・ 出入口扉、シリンダー、シリンダーキー、電子錠、電子錠の制御盤

(8) 機器等の撤去時において受注者は、装置のハードディスク等記憶媒体に残る固有情報は、発注者の立ち会いの下、復旧できない方法により完全に消去すること。

6 検査

受注者は、契約書、仕様書その他の書類に基づき賃貸借期間開始前に、発注者立会のうえ、納品における検査を受けなければならない。

7 注意事項

(1) 受注者は、機器材料の輸送、搬入、設置及び調整その他、発注者へ引き渡しを完了するまでの間に生じた事故について、その責めを負うものとする。

(2) 納入に際し、発注者が不要と判断する梱包材、付属品等は受注者の責めにおいて撤去すること。

- (3) ソフトウェアのライセンス契約等、本契約に係る諸手続きは、受注者が行うものとする。

なお、ソフトウェアのライセンスに係る費用は、受注者が負担すること。

- (4) 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じたときには、発注者及び受注者において協議して、これを定めるものとする。

8 納品

- (1) 受注者は、納品の際、以下の書類を提出すること。

なお、書類は、すべて日本語で作成すること。

- ア 操作・運用マニュアル
- イ 保守手引書
- ウ 機器設置図
- エ 配線系統図
- オ 運用上必要な端末設定管理表

- (2) 納品する書類については、紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、各1部ずつ納品すること。電磁的記録媒体については、Microsoft Office 又はPDFのファイル形式で作成し、DVD-ROM等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

9 教養

- (1) 受注者は、機器に関する操作教養等を賃貸借開始までに実施すること。教養の内容については、発注者及び受注者で協議の上、決定するものとする。また、教養に必要な資料及び機材については、受注者が用意すること。
- (2) 教養については1回以上実施するものとし、ハードウェア及びソフトウェアについての操作方法について実施すること。

10 保守及び補償

- (1) 受注者は、機器等が常時正常な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。
- (2) 発注者の過失による障害の場合を除き、受注者は保守の責めを負うものとし、保守に係る費用は、契約に含むものとする。契約の範囲には、機器等の稼働に必要なケーブルやその接続端子を含むものとする。
- (3) 受注者は、賃貸借期間開始前までに障害発生時の通報先を記した保守体制表を提出すること。また、保守体制に変更があった場合は、速やかに発注者へ変更後の保守体制表を提出すること。
- (4) 機器等の故障による修理が困難な場合は、発注者と協議の上、本契約と同程度以上の性能を有する後継機種との入替えも可とする。また、装置のハードディスク等記憶媒体の交換により、プログラムを再インストールしなければならない場合において、受注者は、納品時の状態（修正モジュールを適用した場合はその状態）まで復旧しな

なければならない。

- (5) システム障害時の対応は、原則として福岡県の休日を定める条例（平成元年条例第23号）に定める県の休日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (6) 受注者は、保守に要する拠点を福岡県内に置くこととし、発注者から要請を受けたときには、速やかに保守員を現地に派遣しなければならない。
- (7) 受注者は、必要に応じて賃貸借物件の運用上の障害を未然に防止するための措置（プログラムに起因するバグ等の修正、セキュリティの脆弱性に対応する修正モジュールの適応）及びプログラムプロダクトバージョンアップ等の対応が必要となった場合は、対応要否を発注者と協議の上、速やかに対応すること。

11 その他

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに機器搬入等の作業工程表を提出し、事前に承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、発注者から作業の進捗状況を求められたときは、書面で報告しなければならない。

以上

入退室管理システム用機器詳細仕様書

令和 7 年 8 月

福岡県警察本部交通部
交通規制課交通管制センター

目 次

1	システム概要.....	1
2	機能要件	1
3	機器・設置要件	3

1 システム概要

- (1) 入退室管理システム（以下「管理システム」という。）は、交通管制センター機械室に対し、同室のセキュリティを強化するためのシステムである。
- (2) 管理システムは、出入口扉付近に設置した顔認証装置を介して入退室者の生体情報の照合を行い、同出入口扉の電気錠に対する施解錠制御を行うとともに、入退室履歴の記録、検索等を行うものである。
- (3) 設置概要

管理システムの設置概要は、下表のとおり

場所	機器設置概要	備考
交通管制センター	・管理システム用サーバ1台 ・管理システム用ノートパソコン1台 ・出入口扉1か所（顔認証装置2台） ※ サーバ及びノートパソコンは、交通管制室内既設サーバラックに収容	出入口扉については、別館3階らせん階段前を対象とする。

2 機能要件

(1) 機器要件

ア 管理システム用サーバ要件

- ・ 管理システムが正常に稼働する性能を備えたサーバ1台を準備すること。
- ・ 管理システム用サーバ（以下「管理サーバ」という。）は、RAID1構成とし、障害時の対応等を除き無停止での運用が可能であること。
- ・ LANポートを2個以上備えること。
- ・ OSは、Windows Server 2022以上とすること。

イ 管理システム用ノートパソコン要件

- ・ 下表の要件を満たす管理システム用ノートパソコン（以下「管理パソコン」という。）1台を準備すること。

管理パソコン要件	
OS	Microsoft Windows 11 Pro
ディスプレイ	15.6型フルHD液晶（カメラ付）
CPU	Intel Core i5 以上
メモリ	8GB 以上
ストレージの容量	500GB 以上（要暗号化）
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応
その他	DVDドライブ・光センサーマウス

ウ 顔認証装置要件

- ・ 下表の要件を満たす顔認証装置 2 台を準備すること。

顔認証装置要件	
内蔵カメラ	200 万画素以上
人感センサー	センサーによりディスプレイの ON/OFF 制御が可能

(2) 管理システム要件

ア 基本機能

- ・ 顔認証装置で撮影された画像と事前に登録された画像を照合し、同一人物であることが認証できること。
- ・ 認証については、「1 : N 照合エラー率（本人拒否率）0.5%以下」の精度を保証すること。
ただし、暗闇等特殊な環境下では、この限りでない。
- ・ マスク着用時でも認証可能であること。
- ・ 写真や動画を用いたなりすましによる入退室をブロックする機能を有すること。
- ・ 顔認証装置ごとに、顔検知可能領域の設定、同一人物判断基準（パラメータの閾値）を設定できること。

イ 入退室管理機能

- ・ 1 万人以上の人物について、顔画像及び氏名等の入室者情報が関連付けて登録できること。
- ・ 入室者として管理上必要な情報（以下「入室者管理情報」という。）は、下表のとおり

入室者管理情報	
I D	入室者固有の番号であり、20 桁以上の英数字が登録できること
顔画像	顔画像の情報
読み仮名	姓と名を分けて登録できること それぞれ 20 文字以上登録できること
氏名	姓と名を分けて登録できること それぞれ 20 文字以上登録できること
グループ名	管理者等を区別するための情報であり、20 文字以上登録できること
組織名（会社名）	20 文字以上登録できること
部署名	10 文字以上登録できること
入室許可期間	開始日、終了日を分けて管理することも可能とする ただし、終了日については期限を設定しない運用を可能とすること
メモ情報	10 文字以上登録できること

※ 入力文字のカウント方法については、半角・全角は問わないこと。

- ・ 入室者については、グループに分けて管理できること。なお、作成可能なグループ数は 500 以上とし、1 グループあたりに登録可能な人数は 1,000 以上とすること。
- ・ 入室者の顔画像登録方法については、下表の方法をすべて満たすこと。

顔画像登録方法	
管理パソコンに接続したカメラによる登録	顔認証管理ソフトウェアが利用できるパソコンで入室者の顔画像を撮影し、入室者管理情報が登録できること。
顔認証装置による登録	事前に入室者管理情報を登録しておき、顔画像は顔認証装置で撮影、登録できること。
顔認証装置の認証履歴による登録	顔認証装置による認証履歴に残された顔画像から入室者管理情報が登録できること。

- ・ 顔認証装置での撮影による入室者登録機能については、管理パソコンから一時的に機能を停止することができること。

ウ 入退室制御

- ・ 入退室については、顔認証をキーとして電子錠が解錠できること。
- ・ 入室記録の無い者が退室時に顔認証した場合、顔認証装置に警告（任意に 10 文字以上に設定できること）を表示し、電子錠を解錠させないこと。
- ・ 管理パソコンから上記のグループ設定ができること。

エ 出入口扉の施錠制御

- ・ 既設出入口扉を電子錠対応扉に付け替えること。
なお、その際、シリンダーキーを 3 本納品すること。
- ・ 通電時においては、常に施錠状態とし、停電時においても施錠が継続されること。
- ・ 通電時のサムターン使用を防止するため、非常用カバーを取り付けること。
- ・ 解錠状態が基準時間を経過した場合は、警報を鳴らすこと。
なお、警報は手動で停止することができ、基準時間については発注者において容易に変更できること。

オ 顔認証管理ソフトウェア及びログ収集管理機能

- ・ 顔認証装置による認証ログを 10 万件保存可能であること。
- ・ 認証ログと入室者管理情報から入退室記録を電子ファイルで出力できること。なお、出力の様式及びファイル形式については、発注者が指定する様式とする。
- ・ 入退室記録の出力は、時間指定による自動出力機能、出力期間を指定した手動出力機能を備えること。

3 機器・設置要件

(1) 基本要件

- ・ 本契約は、顔認証装置及び関係機器の設置並びに電源・ネットワーク回線工事等、管理システムが稼働するために必要な作業を含むものとする。
- ・ 各種機器については、落下防止に配慮して確実に取り付けるとともに、付近を通行する者の

動線を妨げないようにすること。

- ・ 管理システムで使用する専用ネットワーク回線を新たに敷設し、関係する機器との調整を行うこと。
- ・ 管理サーバ及び管理パソコンについては、必要なソフトウェアのインストールを行うとともに、OSについては、最新バージョンにアップデートしておくこと。

(2) 顔認証装置

- ・ 顔認証装置は、出入口扉付近に設置可能であること。顔認証装置を設置できる場所が確保できない場合又は配線、電子錠の取り付けに問題がある場合は、顔認証装置を取り付けられる出入口扉に付け替えること。
- ・ 夜間など周囲の光量不足により正常に認証手続きが行えない恐れがある場合は、別途対策を講じておくこと。

(3) 制御盤等設置

- ・ 制御する扉を長時間解錠する機能を備えること。
- ・ 出入口扉の長時間解錠設定ができるよう、扉付近に操作スイッチを設置すること。
- ・ 制御盤等の設置箇所については、セキュリティ上問題のない場所に設置すること。

(4) 電源・ネットワーク工事

- ・ 電源・ネットワーク工事を行うに当たり、既存の機器等に影響を与えないようにすること。
- ・ 電源コード及びネットワークケーブルは、天井裏又は床下に配線し、側面に沿って立上り（引下げ）を行う場合は、モール処理を行うこと。
- ・ 電源は、既設の無停電電源系統を使用すること。

以上